

(案)

令和6年11月〇〇日

京丹後市長 中山 泰 様

京丹後市国民健康保険運営協議会

会長 橋本 昌明

京丹後市国民健康保険税の賦課方式について（答申）

令和6年8月12日付け6保険第1086号で諮問のあった標記の件について、慎重審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容

- ① 京丹後市国民健康保険税の賦課方式は、資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式とされたい。ただし、被保険者の急激な負担を緩和するため、改定については2年かけて行うこと
- ② 資産割廃止に伴う減少分の調定額は、応能割、応益割のバランス（50：50）をとりながら、所得割、均等割、平等割の改正で補填されたい。
- ③ 賦課方式の変更の始期は、令和7年度とされたい。
- ④ 具体的な税率については、京丹後市国保運営協議会において説明の場を持つこと。

2 理由

現在、京丹後市の国民健康保険税の賦課方式は4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）が採用されているが、全国的には平成30年度の国保制度改革以降、3方式（所得割・均等割・平等割）を採用する市町村が増加しており、4方式の市町村は減少してきている状況にあり、京都府内では京丹後市を含め6市町村となっている。

また、国は都道府県単位での安定的な財政運営を図るため、保険料水準の統一化に向けた取組を進めていくことを求めている。京都府では令和6年3月策定の京都府国民健康保険運営方針において、府内統一化を目指す場合、現在4方式を採用している市町村は3方式への移行が必要と明記している。

京丹後市においては近年の産業構造の変化などから、国保の被保険者は自営業者等より年金生活者をはじめとする高齢者が多くを占める状態にあり、令和6年6月3日時点でその割合は60％となっている。このような状況の中、国民健康保険税の賦課に係る資産割については幅広い年齢層で国保財政を支え合うという点ではよいものの、収益性のない居住用資産が多くなっており年金生活者や低所得者層への負担が増している点、固定資産税が算定基礎となるため二重の負担感がある点、京丹後市内に所有の固定資産のみが資産割の対象となっている点など、公平性の観点から課題もある状況にある。

このようなことから、国民健康保険税の賦課方式について総合的に見直す時期と判断

し、3方式へ変更することが妥当であるとの結論に至ったものである。

なお、資産割の廃止にともない国民健康保険税が増額となる世帯の負担を抑えるため、2年での税率改正を行うなど段階的な措置を実施されたい。

また、資産割の減少分については、所得割のみに転換するのではなく、国保財政を皆で支え合うという視点からも広く被保険者で負担することが望ましいことから均等割、平等割も含め、その減少分を補填することが妥当であると判断したものである。

3 審議会の開催状況（賦課方式の協議）

第2回	令和6年	8月	9日	京丹後市国民健康保険税の賦課方式について（諮問）
第3回	令和6年	9月	20日	京丹後市国民健康保険税の賦課方式について
第4回	令和6年	10月	18日	京丹後市国民健康保険税の賦課方式について
第5回	令和6年	11月	8日	京丹後市国民健康保険税の賦課方式の答申案について